

JAHIS HPKI 対応 IC カードガイドライン Ver 3.1 に関する Q&A

2025 年 4 月 4 日

JAHIS セキュリティ委員会セキュアトークン WG

Q:HPKI 対応 IC カードガイドライン V3.1 の「5.1.2 相互運用性を確保するための条件」の「10) パスワード (PIN) の入力」において、PIN 入力を省略できる条件として「電子署名アプリケーションが保持すること」及び「連続した署名実施の際であること」が示されていますが、具体的に電子処方箋における要件はどのようになりますか。

A:電子署名法の要件を満たすことが必要です。「本人が自身の意思で署名を行っていること」及び「署名対象を確認していること」を保証する仕組みを導入する必要があります。必要な要件は以下の通りです。

【要件 1】

本人が「自身の意思で署名していること」及び「署名対象を確認していること」を保証する必要があります。これを実現するために、本人が入力した PIN を一時的に保持することが許可されます。ただし、この要件を満たさなくなった場合には、速やかに保持している PIN 情報を破棄しなければなりません。

【要件 2】

PIN 情報は重要な認証情報であるため、PIN 情報がシステム管理者を含む本人以外の者に閲覧されないようにする必要があります。

【要件 3】

利用環境においては、安全管理ガイドラインの要件を遵守していることが求められています。

要件 1 に関連した具体例：

- ・利用者がログインしてからログアウトするまでの間、その端末を占有していることが保証される場合。

- ・Web サービスにおいて、TLS セッションが接続されている間に限り、セッションが維持されること。

以上